

別表 3

## 建築物エネルギー消費性能適合判定基準への適合審査について（税込表示）

【新築、増改築】  
適合判定料金（円）

A ホテル等・病院等・集会場等	評価方法	適合義務の対象となる非住宅部分の床面積									
		300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上
		-	213,400	266,200	320,100	372,900	426,800	479,600	554,400	640,200	746,900
標準入力法 主要室入力法	-	213,400	266,200	320,100	372,900	426,800	479,600	554,400	640,200	746,900	
モデル建物法	95,700	127,600	159,500	191,400	213,400	245,300	277,200	320,100	372,900	426,800	

B 上記以外用途 (工場・倉庫等を除く)	評価方法	適合義務の対象となる非住宅部分の床面積									
		300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上
		-	159,500	180,400	191,400	234,300	277,200	320,100	372,900	426,800	511,500
標準入力法 主要室入力法	-	159,500	180,400	191,400	234,300	277,200	320,100	372,900	426,800	511,500	
モデル建物法	73,700	84,700	95,700	106,700	127,600	159,500	191,400	234,300	277,200	341,000	

C 工場・倉庫等	評価方法	適合義務の対象となる非住宅部分の床面積									
		300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上
		-	127,600	148,500	170,500	213,400	245,300	277,200	320,100	372,900	426,800
標準入力法 主要室入力法	-	127,600	148,500	170,500	213,400	245,300	277,200	320,100	372,900	426,800	
モデル建物法	52,800	63,800	73,700	84,700	106,700	127,600	148,500	180,400	213,400	255,200	

## ※注意事項

- 評価対象面積が50,000㎡以上の場合は、別途見積もりとする。
- 適合性判定対象建築物が複数棟ある場合は、棟ごとに上記料金表を適用しその合計とする。
- 別表3の床面積については原則、建築基準法の規定により算出する延べ面積とする。
- 一つの棟にA～Cが2以上ある場合は次のとおり適用する。（標準入力法、主要室入力法）
  - Aが含まれるときはAで適用する。
  - AがなくBが含まれるときはBで適用する。
 一つの棟にA～Cが2以上ある場合はそれぞれのモデル毎の料金を合計する（モデル建物法）  
ただし上記適用が著しく不合理であると九州住宅保証が認めた場合は別途判断できることとする。
- 上記料金表にかかわらず、特殊な建築物等について、判定業務に要する時間が、想定している時間を超えると九州住宅保証が判断した場合は増額することができる。
- 計画変更の料金は当初適用された料金の6割とする。  
ただし次の場合は上記料金表を適用する。
  - モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更後、計算方法を変更して申請する場合。
  - 直前の判定を九州住宅保証以外から受けている場合。
- 軽微変更該当証明の申請（ルートC）は当初料金の半額とする。
- (6)、(7)については、変更内容によって審査時間が短縮できると九州住宅保証が判断した場合は減額できることとする。
- 増改築の場合、既存部分を含めた延べ床面積を上記料金表に適用する。ただし、既存部分のB E Iにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により料金を算定する。
- 計算対象外の室だけで構成される場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合などは、上記料金表によらず、一律33,000円（税込）とする。
- 複合建築物で住宅部分を所管行政庁へ図書送付等をする場合、事務手数料として一律13,200円（税込）とする。